

不用品（廃自転車等）の売却について 仕様書

1 売買する物品

鹿児島市第6自転車等保管所に保管されている廃自転車等一式

参考までに、同保管所に930台の自転車等を搬入しておりますが、多少の誤差がある可能性がありますので、必ず現地にて確認をお願いします。

2 受渡場所及び期間

(1) 受渡場所

鹿児島市第6自転車等保管所

鹿児島市田上八丁目5557番1、2（南九州西回り自動車道 刈敷高架下）

(2) 受渡期間

令和7年3月22日（土）から令和7年3月28日（金）まで

3 売買条件

- (1) 自転車等は、現状のまま引き取ること。
- (2) 自転車の形態をしていない廃部品等を含み、全て引き取ること。
- (3) 引き取った自転車等を保管するための、適切な保管場所を準備できること。
- (4) 引き取った自転車等は破砕等の処理を行い、自転車としての再利用はしないこと。
- (5) 引き取った自転車等の利用計画書、状況報告書又は自転車等に破砕等の処理を施した写真を提出すること。
- (6) 定められた期間内に、自己で自転車等保管所から搬出し、搬出終了後の敷地は、整理を行うこと。
- (7) 市（道路管理課）は落札者と協議の上、業務状況を検査するため、落札者の工場・作業所・事務所等に立ち入り、必要に応じ改善を要求することができる。

4 積込・搬出・運搬について

- (1) 積込・搬出・運搬については、全て落札業者の責任と負担により行うものとする。
- (2) 積込・搬出・運搬作業については、午前9時00分から午後6時00分までの間に行うこと。
- (3) 運搬の際は、飛散及び落下防止を図ること。

5 その他

この仕様書に記載されていない軽微な事項で、業務上必要と認められる事項については、鹿児島市（道路管理課）からの指示に基づき、適切に処理しなければならない。